

安全保障概念の変遷と日本国憲法の平和主義の理念

The Conceptualization of Security and the Pacifist Ideal in the Constitution of Japan

中野 潤三*
Junzo NAKANO

Abstract

The study of security issues during the Cold War era had been centered around national security and on how to protect a nation from external threats using military force. Therefore, the supporters of the current Japanese Constitution and its pacifist ideal have tended to avoid the idea of “national security,” which reminds them of the use of military power, and have pitted “pacifism” against it. On the other hand, people who insist Article 9 of the Constitution must be amended, have harshly criticized an absolute pacifism that ignores national security.

The pacifism of the Japanese Constitution is a declaration of the renouncement of war, obviously focusing on the classic type of war between states. However, as the concept of security has deepened, I believe that a deeper concept of the Constitution’s pacifism should also be developed. If the Constitution were to be amended, I would like to propose adding a statement on “proactive contribution to peace,” which would promote human security, to the Preamble to the Constitution.

We are faced with a need to improve the entire environment of international security by ensuring a form of human security that helps to prevent terrorism and armed conflicts such as civil war. At the same time, we also need to hold—more than ever—well-balanced discussions dealing with the security of Japan in a practical manner in light of the pacifist ideal of the Japanese Constitution.

Keywords: security, national security, the Constitution of Japan,
pacifist ideal

*本学教授、国際政治学（International Politics）

はじめに

「安全保障」という言葉は日米安全保障条約による日米安保体制の存在もあり、人口にも膚感しているが、“security”の翻訳である「安全保障」という訳語が、外交官や国際法研究者を別にして日本で一般に使われ始めたのは、第2次世界大戦後のことである。冷戦時代の安全保障研究は、国家が外部の脅威から自国の独立を軍事的手段で守るための国家安全保障論を主眼としていた。日本における安全保障概念と政策も、共産主義に対峙する冷戦期米国の中政策のドクトリンの影響を受けてきた。このため、日本国憲法の平和主義の護持を訴える護憲論者には、軍事力の行使を想起させる「安全保障」を忌避し、「平和主義」と対置するという嫌いがあった。他方、憲法9条の改憲論者は國の「安全保障」を無視する絶対的な「平和主義」を厳しく批判し、護憲論者と対立するという言論状況が見られた。

冷戦末期から終結期にかけて欧米の専門研究者の間で安全保障概念の拡大・深化が唱えられ始めると、日本においても同概念を再考して再定義しようという論議が行われるようになつたが、安全保障の非軍事的な側面にも着目した安全保障再考の先駆けとなるような「総合安全保障」の概念が、冷戦期の日本で形成されていた。「総合安全保障」の概念形成の背景には石油ショックの経験があったとされるが、軍事力の意義を強調しないという戦後日本政治の特性も影響していたと思われる。欧米の研究者による安全保障概念の再考においても、冷戦後の世界で国際政治の規定要因としての軍事力の意義が相対化しているとする認識が見られた。ところが、近年、南・東シナ海やウクライナでの主権と領域を巡る紛争、拡大するテロの脅威＝「イスラム国」の出現等、冷戦終結後の安全保障論をさらに再考させる出来事が現出している。

史上初めての総力戦争である第1次世界大戦を経験した国際社会は「戦争の違法化」へと進み、究極の総力戦争である第2次世界大戦を経験した日本は「戦争違法化」を継承した平和主義の理念を持つ日本国憲法を制定した。前文と第9条に反映されているその平和主義は、明らかに古典的な国家間の戦争を念頭に置いた一種の「非戦の宣言」であるが、安全保障概念の拡大・多様化とともにあって憲法の平和主義の理念も深化させる必要があるのではないか。

本稿では、以上のような問題意識を持って、“security”の語源に遡って安全保障概念の起源を確認したうえで、国際政治における安全保障論の再考と憲法の平和主義を深化させる必要性について論じることとする。

1. “S e c u r i t y”と「安全保障」

「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約」(日米安全保障条約 1960年締結) の英訳名は “Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and

Japan”であり、“security”は「安全保障」と訳されている。条約では日本の領域における「共同防衛」と日本の米国への「基地許与」が定められている。恐らくこのために、安全保障とは軍事的な手段を主とする国家安全保障である、という認識が一般的な日本人にも浸透したのであろう。実際に『広辞苑』(第5版 1998年発行)を繙くと、「安全保障」とは「外部からの侵略に対して国家および国民の安全を保障すること。各国別の施策、友好国同士の同盟、国際機構による集団安全保障など」と意味を解説している。

だが、英語の“security”という語は侵略に対する国家・国民の安全保障という意味に限定されていない。現代英語の英英辞書を検索すると、最初に「国や建物や個人を攻撃や危険から護ること、企業・組織の建物や設備、スタッフを護る部署・・・」という語意が挙げられている¹⁾。すなわち、“security” = “national security”ではない。英語の語源辞典を引くと、「不安 (Anxiety) がないこと、安全な (being secure) 状態、ラテン語の Securitas からの借用」とある。さらに、同辞典で形容詞形の“secure”を検索すると、「ラテン語 securus からの借用、前置詞句 se cura から、se は欠いている(free from)こと、cura は心配・配慮(care)」とある²⁾。

したがって、“security”は「心配がない=安心」であるのと同時に、「配慮がない=不注意」である、という両義性を持つ言葉となる。オックスフォード英語辞典を繙くと、“security”的意味の一つとして「以前は多くの場合明確に（今は文脈上のみで）、とがめるべき気遣いの欠如、不注意」が挙げられ、その例文として、“Security Is Mortals cheefest Enemie.”というシェークスピアの『マクベス』の台詞が取り上げられている³⁾。改めて英和辞典で“security”を引くと、「安全、安心」に続いて「油断」という訳語が登場する。《諺》として「Security is the greatest enemy. 油断大敵」とある⁴⁾。“security”的両義性に留意すべきことは、欧米の先行研究でつとに指摘されている⁵⁾。

安全という漢語は「全を安んずる」と読める。辛島恵美子は、「安全」を「事を通じて困難、災難、現実的にはささいな遇害があっても、さして損害を受けず、被害に到らず損失なし」と言いう状態で移行することと定義している。そして、「特定の安全問題であれば結果する時を理論上は定めうるが、実際問題としては安全に終わりはない」と言う〔傍点筆者〕。続いて「安全」と「安泰」の異同を論じ、「安全問題の積み重ねの上にのみ、それを通じて安泰が可能となるのである・・・現状安住、旧套墨守的安泰はユートピア的幻想であり・・・安泰の現実はモラトリアムにすぎない」と論断する⁶⁾〔傍点筆者〕。

“security”が「安全・安心」であると同時に「油断・慢心」となること、「安全に終わりではなく、安泰はモラトリアムにすぎない」ことを知ると、2011年3月11日の東日本大震災の災害は、深い意味を持ち、示唆に富む。すなわち、地震・津波・原発事故対策は大丈夫と言った瞬間から油断が始まっていたのではないか、防災に際して「安泰」と「安全」の混同があったのではないか。辛島の言う「人が生きている限り、社会が生きている限り、

事柄から事柄へと移りながら安全問題は一筋につながっていく」⁷⁾ことは、国際場裡における安全保障についても妥当するのではなかろうか。

2. 国際政治における安全保障概念の登場

ディロンは19世紀に出版された羅英辞典を参照して、ローマのアウグストゥス帝の時代に帝国の「安全」や「不可侵」を意味する“Securitas Publica”という標語が紋章や硬貨に記されるようになり、“securitas”というラテン語が政治的意味合いを持つようになった、と言う⁸⁾。ダリアンは、19世紀になって“security”的「油断」という意味が後景に退いたこと、一般に「安全」(safety)という意味で理解される“security”という言葉が近代の大国外交においても使われていたことを指摘している⁹⁾。ジェレミー・ベンサムは、晩年の1822年に執筆を開始した『憲法典』で、「安全保障（security）と生存、富裕、公平は統治の唯一の合法的で普遍的な目的である」¹⁰⁾と述べた上で、“security”を次のように3層の意味で解釈している。

「Securityには異なる位置に立ち、異なる呼び方をされる3種の敵対者がいる。すなわち、外国の敵対者、敵対者となりがちな為政者、そして同じく敵対者となりがちな市民同輩である。」「それに対して security が提供されるべき行為に関しては・・・外国の敵対者の行為は敵意による行為、国内の敵対者の行為は為政者による抑圧、甚だしき場合には專制、市民同輩者のそれは不法行為と呼ばれる。」¹¹⁾

ベンサムは個人を権利主体として安全保障を考えたという解釈もあるが¹²⁾、この3層の“security”的最も外層にある外国の敵対行為に対する“security”は、今日の用語で言えば「国家安全保障」であろう。

国際法・国際政治における“security”を「国家安全保障」と定義したのは、第1次世界大戦後のことである。それは国際連盟が集団安全保障の仕組みとして発足したことによる¹³⁾。戦前から戦後の日本外交に従事した外交官の回想によれば、ドイツの対仏復讐戦を恐れるフランスの外交当局者がフランスの“sécurité”を盛んに唱え始め、外務省は1920年代に“security”、“sécurité”を「安全保障」と訳すようになった。それ以前には「安全保障」という言葉も耳にせず、国際法の教科書にも安全保障という項目は存在しなかったという¹⁴⁾。このことは、単にそれまで“security”を安全保障と訳してこなかったということではなく、そもそも国際法上の「安全保障」という概念そのものが、1920年代以前には存在しなかつたということである。高野雄一の『国際法概論』は次のように解説している。

「集団安全保障は第一次大戦後に新しく出現した・・・そもそも安全保障という言葉と概念が生まれたのが、実態的にこの集団安全保障とともにであり、かつそれを意味するものとしてであった・・・個別的安全保障が支配的であった時期には、法秩序として安全保障の名と概念を付与されていなかった・・・勢力均衡といわれていただけ」¹⁵⁾である。

両大戦間に執筆された国際法学者の論文を読むと、安全保障の定義について次のような論述が見られる。「Sécurité 安全なる語は従前の國際文書にはふつう見受けなかった文字であるが、聯盟規約は其第八條第一項に Sécurité nationale なる字句を使用し軍縮實行の一條件と為した。・・・一九二七年十二月の軍縮準備委員會に於て英國代表が之〔安全の何たるか〕を明らかに定義するの必要を力説した」¹⁶⁾。「安全保障は國家の安全を保障することである。・・・安全保障は外部からの侵略の危険を排除することであると定義することができる。そこに二つの分子がある。第一は外部からの侵略の危険であり、第二はこの危険の排除である。」¹⁷⁾この定義を明示した横田喜三郎は、定義の根拠として 1928 年に作成された国際連盟の重要文書であるプラーグ合意を挙げている。『國際關係法辭典』によれば、同合意は「安全保障の概念について、国家に対し外部から客観的かつ主觀的（心理的）に『いかなる危険も存在しないこと』ことが安全であり、そのためにあらかじめそのような危険を予防する措置を講じておくことが必要であること」を主要な内容の一つとしている¹⁸⁾。

以上に引用したように、国際法・国際政治において安全保障を国家安全保障と同定する定義は、両大戦間に定立されたものである¹⁹⁾。したがって、第 2 次世界大戦後の冷戦期において、米国が“national security”を強調したことによって安全保障を国家安全保障と同義とする考え方が流布したというわけではない²⁰⁾。

3. 国家安全保障と集団安全保障

上に引用した杉村論文は、国際連盟規約を「國際平和安全保障の大憲章」であると形容し、平和的国際関係と各国の安全保障を確立する努力の中心は「聯盟規約の完成」であると書いた。だが、同論文は「世界的一般法規」である現行の連盟規約で当分満足し、各地域の事情に応じた「局地協定」の締結によって規約の効力を補充増進することが、国際平和の組織完成上最適の策であることに各国の識者がロカルノ条約以降気づくに到った、とも書いている²¹⁾。ロカルノ条約は狭義では「ラインラントの現状維持に関する相互保障条約」を指し、英仏独伊白によって調印された地域的集団安全保障条約である。これはウィルソン流の理想主義的な安全保障観（国際共同体による平和）を信頼せず、現実主義的な安全保障観（力の均衡による平和）からイギリスが調停し成立させた条約である²²⁾。

国際平和機構として発足した国際連盟の規約には「集団安全保障」という言葉は見られないが、その構想は規約に組み入れられている。「地域的集団安全保障」については、言葉はもちろん、概念も連盟規約には見られない。これに対して、国際連合憲章には、加盟国の「個別的又は集団的自衛の固有の権利」（51 条）と「国際の平和と安全に関する・・・地域的取極又は地域的機関」（52 条）の存在を認める条項がある²³⁾。後述のように、グローバルな集団安全保障に加えて地域的な集団安全保障も認められることを憲章に明記す

ることが、国際政治の現実を踏まえた現実主義的な安全保障であるという思考がここに見られよう。連合国との講和条約（サンフランシスコ平和条約）により独立を回復した日本も同条約により、国連憲章が定める主権国家としての集団的自衛権の保有と集団的安全保障の取決めへの加入が認められた²⁴⁾。同条約に基づき、日本はアメリカと安全保障条約を結んだ。

1956年9月8日、連合国との平和条約と同時に署名された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧日米安保条約）は、その前文で、「日本国が主権国として集団的安全保障取決めを締結する権利を有すること」を平和条約が承認していること、「全ての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有すること」を国連憲章が承認していることを確認している。そして、「これらの権利の行使として、日本国は・・・日本国内及びその附近にアメリカ合衆国が軍隊を維持することを希望する」²⁵⁾ [傍点筆者] と前文は続いている。

日米安保体制やNATOの成立が、冷戦期の東西対立を反映していることは言うまでもない。ロカルノ条約が国境線の現状維持や相互不可侵、軍事力の展開の制限等、仮想敵国を想定しない地域的集団安全保障であったのに対して、冷戦期の地域的集団安全保障は東西両陣営のそれぞれが相手方を仮想敵と見なす「集団防衛」の性質を持った。これについて国際法学者は、憲章が本来想定していた国連安保理の「利用」・「許可」にその行動をかからせた地域的取極とは性格を異にすることは明らかであるが、「集団的自衛権」が憲章に挿入された結果、「集団的自衛権に基づく地域的取極」が可能になったと解釈する。ただ、それは現実の国際政治の影響を受けた「国際法自らの多少不器用な、現実的適合」²⁶⁾であったとしている。

既述のように、国際場裡における安全保障を国家の安全保障と定義したのは、両大戦間期のことであり、冷戦期になって初めてアメリカが安全保障=国家安全保障という定式を「確立」しようとした、というわけではない。ただ、第2次大戦終結前後にアメリカの政府当局者が“defense”よりも広範かつ包括的で一貫性と継続性を持つという意味で“national security”という言葉を使い始めると、その意味での「馴染みのなかった概念が以前から存在したかのように、国民意識の中に埋め込まれた」²⁷⁾という状況があったのであろう。戦間期の国際法学者や外交当局者間の共通理解——集団的安全保障と軍縮による各国の安全保障という意味での「安全保障=国家安全保障」とは異なる国家安全保障の概念が登場したことである。すなわち、軍事と対外政策を融合した「国家防衛」よりも広い概念の「国家安全保障」であり、アメリカの対外関係を律する指導理念としての「国家安全保障」である。アメリカの視点に立てば、その「国家安全保障」の延長として地域的集団安全保障のシステム構築があったと言えよう。

4. 日本国憲法における安全保障

日本国憲法の条文の中には「安全保障」という言葉は見られない。ただ、前文中に、「日本国民は・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との一節がある。日本国憲法は日本語が正文であるが、憲法の事実上の起草者である GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の民政局が作成した英文草案の該当部分を見ると、“we have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of peace-loving peoples of the world”²⁸⁾となっており、そこには“security”という言葉が使われている。憲法の本文中には、「安全保障」や「自衛権」、「防衛」に関する規定はなく、第9条において、「戦争の放棄」と「戦力及び交戦権の否認」が定められているだけである。

日本と同様な第2次世界大戦の敗戦国であるドイツの憲法（ドイツ連邦共和国基本法）は、その第24条第2項で「平和を維持するために、互恵的な集団安全保障の制度に加盟できる」とし、再軍備のための基本法改正により、第87a条で「防衛のため軍隊を設置する」と規定している²⁹⁾。ドイツは憲法の条文で「集団安全保障」や「防衛」に関する規定を明記したが、日本は憲法解釈によって「自衛権」と「自衛力」の保持による安全保障を正当化してきた。憲法解釈により、日本が自衛権を保持し自衛力を保有しうるという歴代の政府や研究者の見解については、既に先行研究により詳細に明らかにされているので、ここではその概括をおさらいしたい。

憲法第9条のルーツは、日本が新憲法の制定において踏まえるべき原則を示したマッカーサーノートに遡る。連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが提示したそのノートの第2原則には、「紛争解決の手段としての戦争を放棄する、さらに自国の安全保障の手段としての戦争をも放棄する」とあった〔下線は筆者〕。ところが、1946年2月13日にGHQ民政局から日本側に提示された憲法草案には、下線部の記述がなかった。このことについて民政局の当事者は、自衛戦争の否定までは行き過ぎと考えたと回想している。衆議院憲法改正特別委員会の委員長芦田均の提案によって、「前項の目的を達成するため」という但し書きが9条第2項の冒頭「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」に付加された。芦田は後の憲法調査会で、自衛力と自衛戦争を認めるための修正であったと証言した。この芦田修正を受けて日本の占領政策を管理する連合国軍の極東委員会（米英ソ仏中豪印比等）は、日本が自衛のための武力組織を持つことが可能になったと判断し、文民統制に関する条項を憲法に挿入する（現憲法第62条第2項となる）ことを指示した。

以上の解釈を批判する論者もいる。例えば、憲法調査会が開かれた時点では明らかにされていなかつたが、後に公開された速記録を読むと、芦田は9条1項と2項の表現の重複を避けるために但し書きを提案する、としか記録されていない。芦田証言は否定的な「政治的影響力」を持ったという批判である³⁰⁾。だが、当時憲法制定作業に関わり芦田とやりとりがあった関係者の証言を読むと、芦田が含蓄を持って修正を行ったこともわかる。芦

田は「そういう意向〔自衛のための武力の保有〕が通るまで悟られないことが必要だと思った」とも述べている³¹⁾。芦田自身も責任を認めているように、このような屈折したやり方には批判もある。しかしながら、G H Qの絶大な権力の行使という当時の状況にも思いをはせる必要があるのではないか。何れにしても、極東委員会が芦田修正を前述の意味にとらえて「文民条項」の挿入を指示したという事実は間違いない。

最高裁の砂川事件判決で判示されたように、現行憲法は主権国家としての日本の自衛権を否定していない。さらに判決は「その目的〔わが国の安全保障〕」を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適當と認められるものを選ぶことができることはもとより」である、と判示している。³²⁾だが、第2次安倍政権の発足以降、憲法解釈で認められる自衛権に集団的自衛権が含まれるのか否かについて喧しい議論が起きていることは周知の通りである。議論の的となっている2014年7月1日の閣議決定「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を読むと、その中で、集団的自衛権に関わる部分は4項目の中の3の「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」である。既にマスコミで広く報道されているように、そこには、「我が國と密接な関係にある他国に対する攻撃」〔傍点筆者〕が、「我が國の存立」を脅かし、「國民の生命・自由・幸福追求の権利」が「根底から覆される危険」が明白にあるとき、他国に対する攻撃を排除することは、「自衛のための措置として憲法上許容される」と記されている³³⁾。

こうした見解に対しては、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとして従来の政府自らの解釈を覆すものである、とする厳しい批判がある。問題となっているのは1972年と1981年の「集団的自衛権の行使は認められない」とした政府答弁書である³⁴⁾。では、それ以前の集団的自衛権に関する政府解釈はどうであったのか。先に指摘したように、旧日米安保条約の前文では、日本国が国連憲章で認められたこれらの権利一個別的・集団的自衛の固有の権利を行使して安保条約を締結し、アメリカ軍の駐留を希望すると書かれている。受動的で限定的な形ではあるが、この時、すなわち独立回復時に日本は集団的自衛権の行使を宣言していると言えよう。その後の政府解釈においても、他国の本土防衛を違憲としながらも、それ以外の合憲と解釈できる集団的自衛権行使の形態があり得るという見解が見られる³⁵⁾。上で確認した閣議決定中の集団的自衛権行使の条件は厳しく、政権が挙げている行使の事例は実際には日米部隊間の共同防衛に関わるものにはほぼ限定されている。集団的自衛権の行使と言っても非常に限定された形である。

ただ、アメリカ本土に向かう弾道弾の警戒・監視ではない直接的な迎撃については米本国の防衛ということになるが、現在の自衛隊にはそのような能力はほとんどないので、問題となるにしても将来の問題となろう。また、ペルシャ湾・ホルムズ海峡への掃海部隊派遣云々は、湾岸戦争終結後の海上自衛隊の掃海艇派遣の事例のような「国際貢献」であるの

か、戦闘時の掃海をも想定するのかによって問題の性質は異なる。現在の日本の国益を考えるのであれば、欧米諸国のように時の政権の判断による（国内法の条件付けはあろうが）集団的自衛権の行使を全面的に認めるのではなく、米軍部隊との共同防衛という形での行使に限定すべきではないか。また、現在の国民世論も全面行使には賛同していない。

5. 人間の安全保障と憲法の平和主義

「はじめに」で述べたように、戦後日本の安全保障政策はアメリカの国家安全保障の影響を受けてきた。しかしながら、このことは、日本が自らの安全保障を軍事的な手段による国家安全保障に限定し、安全保障を軍事安全保障と同定したことを意味しない。憲法の平和主義の下で、安全保障における「非軍事的な手段」が議論され、その論議が1980年に「総合安全保障」という概念に結実し³⁶⁾、首相の委嘱を受けて作成された「総合安全保障研究グループ報告書」で取りまとめられている。報告書は、安全保障を「自国の国民生活をさまざまな脅威から守ること」と定義し、対象領域と手段の多様性という意味で安全保障は総合的であると言う。安全保障問題に関する従前の議論は、軍事的脅威への対処と、せいぜい天災への対処に限定されてきたが、石油危機後に対象領域の拡大が明白になったと報告書は指摘する。同書は、対外関係（日米関係、対中・ソ関係）と自衛力、エネルギー安全保障、食料安全保障、大規模地震対策を対象領域として取り上げて、これらの問題を解決する手段は非軍事的手段にも軍事的手段にも限定されない総合的なものであるとしている。

報告書は安全保障の定義に続けて、安全保障政策を国際環境の改善と同盟・友好国との協力、自助努力の三つのレベルの努力から構成すべきであると唱えている。それでは、多様な安全保障問題を多様な手段を用いて三つのレベルの努力で解決する、安全保障の担い手はだれなのか。研究グループは、総合的な安全保障政策は防衛庁のみの課題ではなく、外務省や大蔵省、農林省、通商産業省、国土庁などの省庁が関係していると言、「国家総合安全保障会議」の設立を提言して報告書を結んでいる³⁷⁾。国民をさまざまな脅威から守る総合安全保障の概念は安全保障を軍事的な国家安全保障に限定しなかったが、国家による安全保障の守備範囲を拡大する国家を視点とした安全保障觀に基づく概念であったと言えよう。総合安全保障の提言から10年で冷戦が終結すると、国家中心の安全保障觀では解決できない、国民全体の安全保障ではない、人間一人一人の安全保障——「人間の安全保障」が注目されるようになる。

「人間の安全保障」は、UNDP（国連開発計画）の「人間開発報告書1994年」で「持続可能な人間開発」から「さらに一步踏み込む」形で提唱された概念である。同報告書は、人々の日常生活における不安——「病気や飢餓、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威」から守られていることが人間の安全保障であると定義した。

さらに報告書は、相互依存の世界において「人間の安全保障は世界共通の問題」となり、「飢餓、病気、汚染、麻薬取引、テロ、民族紛争、社会の崩壊などはいずれも単独の問題ではなく、国境で食い止めることができない問題」となっている、と言う。人間の安全保障の担い手は富裕国・貧困国の各政府であり、人間の安全保障を実現すべく再編された国際機関であり、それらを管理する国連である。報告書は、「領土偏重と軍備による安全保障」から「人間重視の持続可能な人間開発の安全保障」へと「安全保障の基本的概念を定義し直すことができる」と唱えた³⁸⁾。このため、「人間の安全保障」は主権と領域を守る伝統的な国家安全保障を否定する概念であるとする解釈も生まれた。

この問題について2003年に発表された国連の「人間の安全保障委員会最終報告」は、「安全保障の焦点は国家から人々の安全保障へ、すなわち『人間の安全保障』へと拡大されなければならない」〔傍点筆者〕、人間の安全保障は「従前の安全保障概念上は脅威と見なされなかつた危険要因に対応する点で、『国家の安全保障』を補い得る」³⁹⁾と説明している。すなわち「国家の安全保障から人間の安全保障へ」とは、安全保障が注意を向けるべき焦点の拡大であり、国家安全保障からの脱却ではない。また、国家の安全保障を補完する「人間の安全保障」が伝統的な国家安全保障を否定することもあり得ないだろう。

日本は「人間の安全保障」の概念化や実践に貢献し、人間の安全保障を日本外交の柱の一つと位置づけている。憲法前文で宣言する「諸国民の公正と信義」に日本の安全を託するという「平和主義」は、敗戦を経験した日本が「非戦を誓う」という「受動的な平和主義」の表明ではないだろうか。改憲の是非を論じることが本稿の目的ではないが、将来、憲法改正が視野に入ることがあれば、人間の安全保障の実践に貢献する「能動的平和主義」を憲法前文に書き加えることを提案したい。また、人間の安全保障は先進国による発展途上国支援の視点に限られたことではない。いわゆる先進国である日本においても、失業や格差拡大による貧困の問題、差別や排外主義をはじめとする人権侵害の問題等、人間の安全保障を必要とする状況がある。人間の安全保障の視点から、現行憲法の人権規定を見直して補強することもあり得るだろう。

おわりに

「安全保障」という言葉は英語“security”、仏語“sécurité”的翻訳語として、両大戦間に「安全」や「安寧」の訳語に加えて日本語の語彙となった言葉である。それが、国際連盟の重要文書の中で、「安全保障は国家に対する危険が存在しないこと、その予防のための対策」と定義され、安全保障=国家安全保障とされた。これは国際法・国際政治上の定義であり、英語や他のヨーロッパ語が持つ一般的な意味とは別義である。ところが、“security”的一般的な意味が本来持つ「油断」という意味は、今日の安全保障問題を考える上で、示唆的で含蓄に富む。他方、漢語の安全は「全を安んずる」という意味であり、一時の「安泰」

とは意味が異なり、これも示唆的である⁴⁰⁾。

敗戦直後、冷戦直前の、国連の集団安保による平和が期待されていた時代状況の下で制定された日本国憲法は、当時の日本人の心情からすれば、平和という「安泰」をもたらすものと受け止められたのかもしれない。しかしながら、その後の核戦争の危機を包含する冷戦、冷戦の終結による「歴史の終焉」と「平和への配当」の期待、そして「第2次冷戦」と呼ばれ始めた大国間の権力政治による軋轢の顕在化という、戦後70年の国際情勢の変遷を見るだけでも、安全保障が静的な状態に落ち着くことはなく、常に動的なプロセスとなることがわかる。「終焉しない歴史」の教訓から考えて、伝統的な国家安全保障も見通し得る将来に終焉を迎えることはなかろう。「国家安全保障は平和国家の全くの対立物」⁴¹⁾と言う論断は極論である。国家安全保障が、nation(国民)の安全保障から states(体制)の安全保障に堕したという批判は、例えば、プーチン体制の存立とロシアの安全保障を同一視する権威主義(または疑似民主主義)のロシアの現政権については妥当するであろう。共産党一党支配の中国については言うに及ばず、ネポティズムの独裁政権下の途上国についてはなおさらである。

このような国々の体制安全保障と現在の日本の国家安全保障を同列に置いて難じるとすれば、それは明らかに行き過ぎである。無論、時の政権を無条件に信頼して政策を白紙委任することなどあり得ないし、「先進民主主義国」においても、憲法を頂点とする法体系が権力の濫用を抑止する役割を担っていることに変わりはない。ベンサムが言う第二層の安全保障——権力の抑圧からの自由は、現代日本においても「過ぎし日の物語」ではない。それと同時に、第一層の安全保障——外部の脅威からの国家安全保障も過去の物語ではない。ウクライナや南・東シナ海情勢に見られるように、国家の外殻を守る安全保障は時代遅れなどではなく、依然として緊要な課題として我々の前に現出している。ただ、その課題の解決において軍事的な手段に偏重することは危険であり、「抑止と対話」の巧みなバランスが必要である。日本は欧米とロシアの「第2次冷戦」に参戦せず、「イスラム国」への武力行使にも参加していない。中国との対話の道も閉ざしてはいない。そこには、「対米追随」も「湾岸戦争のトラウマ」も「戦争への道」もない。

今、テロリズムや内戦型の武力紛争を予防する「人間の安全保障」によって国際的な安全保障環境を改善し、他方で、憲法の平和主義の理念を踏まえながら、現実的に日本の安全保障を考えるバランスのとれた議論が従来以上に求められている。

注)

1) Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English Seventh edition,

Oxford University Press, p.1548

2) The Barnhart Dictionary of Etymology, The H.W. Wilson Company, 1988 , p. 978.

3) The Oxford English Dictionary Second edition volume XIV, Clarendon Press Oxford , reprinted 1991,
p.854.

- 4) 『リーダーズ英和辞典』第2版、研究社、1999年、p.2230
- 5) See James Der Derian, "The Value of Security," in : Ronnie D. Lipschutz, eds., *On Security* (New York :Columbia University Press, 1995), pp.27-29; Michel Dillon, *Politics of Security* (London and New York: Routledge,1996), pp.125-128.
- 6) 辛島恵美子 『安全学索隱—安全の意味と組織—』八千代出版、1987年、36—37ページ。
- 7) 同上、37ページ。
- 8) Michael Dillon, *Politics of Security*, p.125.
- 9) James Der Derian, *On Security*, pp.27-28. ダリアンはこの例として次の Oxford 辞書の文例を引用している。
 「*Act of Security* : 1704年にスコットランド議会で可決された法、王国の独立を保障 (secure) すべき統治の諸条件が法定されない限り、スコットランドの王位からアン女王の後継者を排除するとした」 The Oxford English Dictionary, p.854.
- 10) Jeremy Bentham, *The Works of Jeremy Bentham* vol.9. (Constitutional Code Chapter III), John Bowring eds., Bentham Project Bentham Online (<http://oll.libertyfund.org/titles/1920>)
- 11) Ibit.
- 12) 古関彰一「『国家安全保障』が意味するもの」、豊下橋彦、古関彰一『集団的自衛権と安全保障』岩波新書、2014年、155ページ。古関は、国家安全保障が national (国民の) security から state (国家体制の) security へと変質している、と言う。古関彰一『安全保障とは何か 国家から人間へ』岩波書店、2013年、87—88ページ。古関によって安全保障の概念を形成したと評価されるベンサムは、絶対的平和主義の見地ではなく功利主義の見地による「普遍的で永続的な平和のためのプラン」を書き、「文明諸国民 (civilized nations) の福利 (welfare) のために、なかんずく、大英帝国とフランス(Great Britain and France)の福利のために」これを捧ぐ、と記している。<http://utexas.edu/poltheory/bentham/pil/pil.e04.html> 現代とは異なり、この時代は「国民」と「国家」が分裂していない「幸福な」時代であったかということであろうか。現代の国家安全保障の意義については、次章で論じることとする。
- 13) 国際連盟規約第16条は「約束 [紛争の平和的解決] ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟国ハ、当然他ノ全テノ聯盟国ニ対シ戦争行為ヲ為シタルモノト看做ス」としている。さらに同条は、これに對して通商・金融・交通關係を絶つ、聯盟理事会は聯盟の約束擁護のために使用する兵力の分担を各國政府に提案する義務がある、としている。ここには、集団安全保障という概念はあるが、“collective security”「集団安全保障」という言葉は連盟規約の中には見られない。植田隆子によれば、「集団安全保障」という言葉は、国際連盟第5回総会第3委員会における報告書（1924年9月30日）の中で初めて使用された。植田隆子 『地域的安全保障の史的研究』山川出版、1989年、11ページ。
- 14) 高橋通敏 『安全保障序説』有斐閣、1960年、7ページ、松本俊一 「安全保障の史的展望」

『日本の安全保障』 日本国際問題研究所・鹿島研究所編、鹿島研究所出版会、1967年、5-7ページ。西村熊夫 「日米安全保障条約の成立事情」『日本の安全保障』1992年、200ページ参照。

- 15) 高野雄一 『国際法概論』下、弘文堂、1991年、331ページ。
- 16) 杉村陽太郎 「Sécurité (一)」『国際法外交雑誌』第27巻第6号、1928年、5ページ。国際連盟規約第8条第1項は、連盟国は「国の安全」と国際的義務による強制措置に支障のない限り、軍縮をする必要がある、と定めていた。
- 17) 横田喜三郎 「安全保障問題」『国際法外交雑誌』第33巻第1号、1934年、8-11ページ。
- 18) 『国際関係法辞典』国際法学会編 三省堂、1995年、686ページ。
- 19) 1931年に刊行された『いろは引き現代語大辞典』では、「安全保障」の意味を「国際的に又は個人的にでも、その安全たることを他から若しくは相互的に保障すること」と解説して個人の安全にも言及し、日常的な英語の意味も包括している。『日本語大辞典』第2版第1巻、小学館、2000年、729ページ。
- 20) 古閑彰一は、国家安全保障=安全保障はアメリカの「押しつけ」であり、「冷戦の産物以外の何物でもない」と断じている。豊下橋彦、古閑彰一 『集団的自衛権と安全保障』155-156ページ。
- 21) 杉村陽太郎 「Sécurité (一)」、11ページ、「Sécurité (二)」『国際法外交雑誌』第27巻第7号、1928年、36-38ページ参照。
- 22) 老練なイギリス外交は、ドイツを恐れるフランスを慰撫し、ドイツをヨーロッパ協調に復帰させて欧洲での「均衡による協調」を実現しようとした。細谷雄一 『国際秩序 18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』、中公新書、2012年、210-215ページ参照。
- 23) 「国際連合憲章」『軍縮条約・資料集』藤田久一編、有信堂、1988年、18-19ページ。
- 24) Treaty of Peace with Japan, Database of Japanese Politics and International Relations, Institute of Oriental Culture, University of Tokyo.
[\(http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/worldjpn/documents/texts/docs/19510908.T1E.html\)](http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/worldjpn/documents/texts/docs/19510908.T1E.html)
- 25) 『軍縮条約・資料集』、252ページ。
- 26) 高野雄一 『集団安保と自衛権』、東信堂、1999年、54ページ、69-70ページ参照。「集団的自衛権」を憲章に挿入するに到った「国際機構に関する連合国會議」(サンフランシスコ会議)の経緯については、同書40-46ページ参照。
- 27) Daniel Yergin, *Shattered Peace The Origin of the Cold War and the National Security State*, Penguin Books, 1977, pp.194-195.
- 28) 青木高夫 「資料 GHQ 草案 1946年2月13日」『原典から読み解く日米交渉の舞台裏 日本国憲法はどう生まれたか?』 ディスクバー携書、2013年、247ページ。
- 29) 高橋和之編 『新版世界憲法集』第2版、岩波文庫、2012年、186ページ、227ページ。

- 30) 古閑彰一 『「平和国家」日本の再検討』、岩波現代文庫、2013年、43-44ページ参照。

憲法学者である長谷部恭男は、法律成立の経緯、その起草者や制定過程の当事者の考えはその法律の解釈を決定しない、「9条を憲法全体の構造と理念に構造的に位置づける最善の解釈」を議論すべきであると言う。また、「防衛に関する決定は失敗のコストが大きく、情報の限定により国民の的確な判断能力も限定される」と言う。長谷部恭男 『憲法』、新世社、1996年、60-61ページ、70-71ページ参照。もしも、法律の起草者のミスによって、法律の構造と理念にその意思が反映されなかつたら、その場合にはその法律は改正しなければならない、と考えることが通常の思考経路ではないのだろうか。確かに世論は常に正しいとは限らない。しかしある問題について、長年にわたって熟成されてきた世論は、健全なコモンセンスに基づく常識的な判断と言えるのではないか。例えば、日本の安全保障についての世論調査の回答は「日米安保体制と自衛隊で安全を守る」が80%を越えている。内閣府による平成24年1月の自衛隊・防衛問題に関する調査では、82.3%である。

(<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/2-6.html>) 自衛隊と日米安保条約の合憲性を出来上がった「憲法の法理」から見て解釈する憲法学者の立場には、法律専門家としての一種の学問的良心があるのかも知れないが、そこには一般国民のコモンセンスとの乖離があるのでないか。ただ、長谷部は「非武装によって生じた力の空白は、逆に周辺地域を含めて不安定化し、武力紛争の危険をもたらす危険がある」という、リアリスティックな認識も示している。長谷部恭男『憲法』73ページ。ちなみに、非武装による力の空白を避けるという考え方は、非武装論を否定する冷戦期日本の防衛政策の前提であった。例えば、防衛白書『日本の防衛』防衛庁、1978年、788-792ページ参照。

- 31) 佐藤達雄著、佐藤功補訂 『日本国憲法成立史』第4巻、有斐閣、1994年、788-792ページ参照。

- 32) 中村睦男 秋山義昭 千葉 順 常本照樹編著 『教材憲法判例』第3版、北海道大学図書刊行会、1992年 12ページ。

- 33) 首相官邸ホームページ。<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/index.html>

- 34) この答弁書は社会党議員の質問に答える形で作成されたものである。これには、防衛問題を巡って国会審議が紛糾する当時の政治状況が影響しているのではないか。すなわち、自衛隊違憲を唱える一部野党やマスコミの論調の中で、個別の自衛権を正当化するために集団的自衛権を捨てる答弁書を作成したのではないか。集団的自衛権の行使に全面的に反対する古閑彰一も、内閣法制局は「せめて個別の自衛権の合憲性を何とか明確化しようとしたむきに努力してきた結果、逆に『集団的自衛権は違憲』という論理を作らざるを得なくなった」と言う。古閑彰一 『「平和国家」日本の再検討』334ページ。

- 35) 鈴木尊紘「憲法9条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見るー」『レフアレンス』2011年11月、国立国会図書館調査及び立法考査局、37-38ページ参照。19

78年の防衛白書は、「政府は・・・同盟国の国土、国民に対する侵略に対処することまで認められてはいないとの考え方から、集団的自衛権の行使は、憲法上許されるものではないとの見解をとっている」と記述し、集団的自衛権の行使を他国の領土防衛と定義している。『日本の防衛』1978年、57ページ。79年と80年の白書の記述も同様である。(http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1979/w1979_02.html; http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1980/w1980_02.html)

- 36) 衛藤瀧吉、山本吉宣 『総合安保と未来の選択』、講談社、1991年、68-70ページ参照。
- 37) 『総合安全保障研究グループ報告書』1980年7月2日、データベース『世界と日本』日本政治・国際関係データベース、東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室。報告書は外交政策における軍事的要因の軽視も戒めている。(http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPSC/19800702.O1J.html)
- 38) UNDP 『人間開発報告書 1994』日本語版、国際協力出版、1995年参照。
- 39) 『人間の安全保障委員会最終報告要旨』2003年5月1日、人間の安全保障委員会事務局。『広辞苑』第6版（2008年1月11日第1刷発行）は、「安全保障」の意味として、第5版の定義に加えて「近年、人間の生命と生活の保全を重視する『人間の安全保障』という概念も提唱」と記している。
- 40) デイロンも、「安全を保障することは状態ではなく、プロセスであり、一種の努力である」と言う。Michael Dillon, *Politics of Security*, p.122.
- 41) 古閑彰一 『「平和国家」日本の再検討』、355ページ。

